



2026 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーネクスト
代表者名 代表取締役 村田 実
(コード番号：4179 東証グロース)
問合せ先 代表取締役 村田 実
(TEL. 03-5962-5170)

第三者割当による新株式及び第 8 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 15 日開催の当社の取締役会において、株式会社 ASK space design（以下「ASK space design」といいます。）、株式会社 ADON（以下「ADON」といいます。）及び富士キャピタル有限責任事業組合（以下「富士キャピタル組合」といいます。）に対して第三者割当の方法により新株式（以下「本株式」といいます。）、株式会社舞花（以下「舞花」といいます。）、SEVEN STAR SYSTEM 株式会社（以下「SEVEN STAR SYSTEM」といいます。）、及び ASK space design に対して第三者割当の方法により第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 第三者割当

1. 募集の概要

<本株式>

① 払 込 期 日	2026 年 10 月 1 日
② 発 行 新 株 式 数	1,359,300 株
③ 発 行 価 額	1 株につき 309 円
④ 調 達 資 金 の 額	420,023,700 円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割 当 予 定 先	ASK space design 647,300 株 ADON 388,300 株 富士キャピタル組合 323,700 株
⑦ そ の 他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権>

① 割 当 日	2026 年 10 月 1 日
---------	-----------------

②	発行新株予約権数	17,154 個
③	発行価額	総額 2,298,636 円
④	当該発行による潜在株式数	1,715,400 株
⑤	調達資金の額	532,357,236 円 (注)
⑥	行使価額	309 円
⑦	行使請求期間	2026 年 10 月 2 日から 2031 年 10 月 1 日まで
⑧	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨	割当予定先	舞花 10,680 個 SEVEN STAR SYSTEM 3,237 個 ASK space design 3,237 個
⑩	その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 資金調達の目的及び理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、ステークホルダーDX プラットフォーム「Discoveriez」を中核とするソフトウェア事業、顧客課題解決プログラム「SRM Design Lab」、国内外の外国人モニタリングを通じた調査・情報発信サービス「Japan Spark」及びライブコマース支援サービス等から構成されるソリューション事業並びに子会社である株式会社 VoX テクノロジーが中心となって運営するハードウェア事業の3事業を展開しており、「世界で1番ステークホルダーの声 (Voice of X (以下「VoX」といいます。)) を集める『データドリブンな頭脳』を提供する集団」となることを中長期的な経営方針としております。当社は顧客対応窓口向けシステムの開発・販売を祖業として発展し、近時は「Discoveriez AI」の提供開始、「Japan Spark」事業の譲受、株式会社 VoX テクノロジーの設立及びライブコマース支援サービスの提供開始等を通じ、事業領域の拡張を進めておりますが、当社の祖業であるソフトウェア事業においては、黒字化に向け着実に改善が進んでいるものの、収益化の遅れが継続しているほか、生成 AI の急速な進展により、従来型の CRM データベース単体の競争優位性が相対的に低下する可能性が高まっております。単なる情報保管機能、入力負荷の高い業務システム、単体プロダクト及び機能競争に依拠した差別化は、AI 時代において代替圧力を受けやすいと考えており、今後は「VoX を経営成果へ変換する OS (Operating System)」として、AI 前提の運用設計、業界特化型のサービス展開及びパートナーとの共同事業化が必要であると認識しております。

また、当社は、2026 年 7 月時点でグループ単体約 1 億円の現預金を保有しているものの、今後 12 か月程度の資金需要として、運転資金に加え、新規事業・サービス開発資金、M&A・資本業務提携関連資金を含めると、10 億円程度の資金需要を見込んでおります。加えて、第 7 回新株予約権については株価動向等の影響により十分な行使が進まず、想定していた約 2 億 5,000 万円規模の資金調達が実現しなかったことから、今後の事業展開及び財務基盤の強化のためには、より確実性と機動性のある資金調達手段を講じる必要があると判断しております。

当社が喫緊の経営課題として認識している事項は、祖業であるソフトウェア事業「Discoveriez」の収益化の遅れ、生成 AI の台頭による既存事業への競争圧力、AI データセンターをはじめとする周辺事業の成長加速の必要性、成長途上にあるハードウェア事業への人的投資の必要性、アルメニアに所在する AI データセンターと提携した GPU (Graphics Processing Unit) クラウドのレ

ンタルサービスの日本向けローカライズ展開やAI データセンター関連市場への本格参入、及び資本業務提携先を含めた事業再生の必要性であります。さらに、取引先、金融機関及び監査法人等からは、業績回復及び祖業の収益化、すなわち継続企業の前提に関する注記の解消可能性に対する懸念が示されております。

当社は、短期的には、祖業であるソフトウェア事業の収益化、運転資金及び投資資金の確保、生成 AI 分野への投資継続並びに資本業務提携候補先との事業構築を進める必要があると考えております。一方、中長期的には、ソフトウェア事業、ハードウェア事業及びソリューション事業を三位一体で展開し、AI コンタクトセンター、AI データセンター、AI ソリューション、Physical AI 等の新たな事業ポートフォリオを構築し、ボラティリティの低い収益基盤へ転換する方針であります。なお、当社の既存プロダクトである「Discoveriez」は、顧客対応履歴、問い合わせ内容、対応ステータス、対応結果等を一元的に蓄積・管理する顧客管理システムであり、顧客接点から発生するデータを業務改善に活用するための基盤であるところ、今後、当社が事業の核として展開を予定している AI コンタクトセンター、AI データセンター、AI ソリューションは、いずれも顧客対応、稼働状況、インシデント、データ解析等を通じて継続的にデータが発生する領域であり、「Discoveriez」との親和性が高く、ソフトウェア事業の拡大にも資する取組みであると考えております。

上記のとおり、当社は、現在、明確なビジョン・事業戦略を有していますが、それを迅速かつ確実に推進するための資金手当てとして、本第三者割当を実施することを決定いたしました。本第三者割当により調達する資金については、①新規事業・サービス開発資金、②運転資金、③M&A・資本業務提携先開拓資金に充当します。

(2) 本第三者割当を選択した理由

① 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本株式（調達額 420,023,700 円）及び本新株予約権（最大調達額 532,357,236 円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです。本株式については払込期日に資金を調達することができ、本新株予約権については割当予定先による行使によって段階的に資金を調達する仕組みとなっております。

② 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりました。当社は、本株式の発行により、当社の短期的な資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、新株発行による増資を今回の資金調達に含めることといたしました。また、中期的には更なる資金需要及び資本の増強に係るニーズがありますが、これらについては、即時の希薄化を抑え既存株主の利益に配慮するため、段階的に行使が進むことにより資金の調達及び資本の増強が可能となる本新株予約権に拠ることが適切であると考え、今般の資金調達方法を選択いたしました。なお、本新株予約権については、本株式の発行による資金調達に基づき事業、財務の安定化が進み、当社の株価が上昇したところで、割当予定先による行使が進むことを期待したものでありますが、かかる方針を変更する必要が生じる事態が生じた場合に備えるため、当社の裁量により本新株予約権を取得することが可能となる取得条項を付しております。

また、当社が今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- (i) 本株式の発行により、発行時に一定の資金の調達をすることが可能となります。
- (ii) 新株予約権は割当を受けた者の行使に基づき株式が交付されるものであり、株式の発行と異なり即座に希薄化が生じる訳ではないため、全額を株式の発行で賄う場合に比して、既存株主に対する希薄化のインパクトが抑えられます。
- (iii) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,715,400 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されています。
- (iv) 本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026 年 9

月 14 日) の当社普通株式の終値に 9.91% のディスカウントを付した金額に固定されています。修正条項が付されていない分、資金調達のスปีド感や蓋然性は低くなりますが、行使が進んだ場合には、当初想定したどおりの金額の資金を調達することが可能となります。

- (v) 本新株予約権が行使された場合、行使価額に相当する金額の分だけ資本金及び資本準備金が増加するため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- (i) 本株式の発行により、25.06% (本株式に係る議決権数を 2026 年 3 月 31 日現在の総議決権数で除して算出) という比較的大規模な希薄化が即時に生じます。
- (ii) 本株式については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- (iii) 当社の株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使が進まず、行使完了までには一定の期間が必要となります。
- (iv) 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- (v) 第三者割当方式という当社と特定の割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- (i) 公募増資等により今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- (ii) 普通社債又は借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上され、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性及びそれに対する外部からの評価が低下する可能性があります。
- (iii) 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- (iv) いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近 2 年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 3 号 a に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- (v) 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は、行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、本株式の発行により当面必要な資金を確保しつつ、本新株予約権については、行使価額を固定し、株価が堅調に推移した場合に行使が行われることにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できます。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。

(vi) 転換社債型新株予約権付社債は、発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が必要となると、現時点でかかる資金を確保できるかが定かではありません。また、転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債の場合、株価が当初の転換価額より低い水準で推移したとしても転換される可能性があります。転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しません。そして、転換価額が下方修正された場合には、潜在株式数が増加し希薄化の規模も大きくなります。今般、当社が既存株主の皆様により財務健全化、事業戦略の推進による成長の道筋を示すに当たっては、できる限り予測可能性を持ちやすい形で行うことが適切であると考えており、希薄化の規模を当社がコントロールすることができない転換価額修正条項付の転換社債型新株予約権付社債は適切ではないと判断しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
952,380,936	10,150,000	942,230,936

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 (3,500,000 円)、第三者算定機関報酬費用 (2,000,000 円)、第三者委員会報酬費用 (2,100,000 円)、反社会的勢力調査費用 (120,000 円)、有価証券届出書作成費用 (650,000 円)、登記関連費用 (1,700,000 円) 及び東京証券取引所に支払う新株券等の発行等に係る料金 (80,000 円) です。
- 3 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額 942,230,936 円につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に、2029 年 3 月までに充当する予定です。かかる資金の内訳については、以下のとおりです。なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

<本株式及び本新株予約権の発行に係る手取金の使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①新規事業・サービス開発資金	320	2026 年 10 月～2028 年 11 月
②運転資金	97	2026 年 10 月～2027 年 9 月
合計	417	

<本新株予約権の行使に係る手取金の使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①新規事業・サービス開発資金	130	2026 年 11 月～2029 年 3 月
③M&A・資本業務提携先開拓資金	395	2026 年 11 月～2029 年 3 月
合計	525	

支出予定時期に記載の期間中に本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、差引手取概算額は減少します。当該期間中に本新株

予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定額よりも不足した場合においては、自己資金の活用及び銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記の使途への充当を行う可能性があります。なお、本新株予約権の行使に係る手取金の支出予定時期の終わりは2029年3月と、本新株予約権の行使期間の終わり（2031年10月）より早いタイミングに設定していますが、これは、本株式の発行による資金調達に基づき事業、財務の安定化が進み、当社の株価が上昇したところで、割当予定先による行使が早期に進むことを期待したものであります。

<手取金の使途について>

① 新規事業・サービス開発資金

当社は、新規事業・サービス開発資金として450百万円を充当する予定であります。具体的には、音声AIエージェントを活用したAIコンタクトセンタープロダクトをはじめとするAIサービス開発に関連するソフトウェア・AI/IoT基盤の開発投資や、AIデータセンター、Physical AI等の新たな事業ポートフォリオの構築のための費用に充当する予定であります。上記のような新規事業・サービス開発に資金を振り向ける理由は、当社の祖業である

「Discoveriez」が、AIの進展により、単なる記録・保管機能又は単体業務システムとしての価値のみでは中長期的な差別化が困難となりつつあるためです。当社は、今後、「Discoveriez単体で課題解決を提供する」発想から、「ステークホルダーの声を含むデータ活用全体で課題解決を提供する」発想へ転換し、他社との共同商品化、共同事業化及び高粗利・標準化・再現性を重視した新たな事業ポートフォリオの構築を進める方針であります。当該資金の充当により、当社は新たな事業ポートフォリオの確立、売上高及び売上総利益の向上、営業利益の改善並びに定常的な黒字化を目指す方針です。

② 運転資金

当社は、運転資金として97百万円を充当する予定であります。具体的には、当社が今後の成長領域として取り組むAIデータセンター関連事業及び音声AIコンタクトセンタープロダクトの立ち上げに必要な社内体制整備費用として、2026年10月から2027年9月までの期間における人件費、法定福利費、採用費及び事業立ち上げに伴う諸経費に充当する予定であります。

AIデータセンター関連事業については、コンテナデータセンター関連商品の仕入・販売、設置・接続標準化、PoC検証、保守・サポートメニューの整備等を推進するため、事業開発、インフラ・ネットワーク、導入・運用支援等を担う人員の採用を予定しております。また、音声AIコンタクトセンタープロダクトについては、インバウンド及びアウトバウンド双方に対応するAIエージェント、チューニング基盤及び分析基盤の開発・導入を推進するため、プロダクト開発、AI・音声連携、導入支援等を担う人員の採用を予定しております。

当該運転資金の内訳としては、AIデータセンター関連事業に約46百万円、音声AI開発事業に約51百万円を充当する予定であります。

③ M&A・資本業務提携先開拓資金

当社は、M&A・資本業務提携先開拓資金として395百万円を充当する予定であります。具体的には、日本国内を中心として、当社のソフトウェア事業、ソリューション事業及びハードウェア事業との親和性が高い会社の買収資金並びにそれらに伴うM&A仲介会社への手数料等の費用に充当する予定であり、1社当たり数千万円から5億円程度を想定し、今後、3社程度のM&A及び資本業務提携を推進する方針であります。特に、今後、中核的な事業として展開する予定であるAIコンタクトセンター、AIデータセンター、AIソリューションのサービス基盤の確立、拡大に資するM&A、資本業務提携に注力してまいります。なお、これまでの当社におけるM&Aの実績として、「Japan Spark」事業の譲受があります。

当社は、M&A及び資本業務提携の機会を継続的に検討していますが、投資機会に迅速に対応し、売主に対する交渉力及び他の買主候補に対する競争力を確保するためには、十分な投資余力を保持しておくことが必要不可欠であると判断しております。なお、現時点で具体的な検討が進み、成立の確度が高まっている案件はありません。

<前回の資金調達における資金使途>

当社は、2024年7月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年8月13日に、第三者割

当により新株式 766,300 株、第 7 回新株予約権 12,013 個を発行いたしました。かかる第三者割当により調達した資金の充当状況は、以下のとおりです。なお、これらの発行時に策定した資金使途に関する事項について、変更は加えておりません。

(新株式及び第 7 回新株予約権の発行に係る手取金の使途)

具体的な使途	充当予定額(百万円)	充当状況 (百万円)	充当時期
「Discoveriez」における品質改善・AIプロダクトへの投資	77	77	2024年10月～2025年 3 月
人材採用・組織再整備	13	13	2025年 1 月～2025年 3 月
運転資金	138	138	2024年 9 月～2025年 3 月
合計	228	228	

(第 7 回新株予約権の行使に係る手取金の使途)

具体的な使途	充当予定額(百万円)	充当状況 (百万円)	充当時期
「Discoveriez」における品質改善・AIプロダクトへの投資	200	85	2025年 4 月～2026年 2 月
人材採用・組織再整備	100	43	2025年 4 月～2026年 2 月
運転資金	95	21	2025年 4 月～2026年 2 月
合計	395	149	

(注) 第 7 回新株予約権は、その行使期間である2024年 8 月14日から2026年 3 月31日までの間に4,500個が行使され、当社はこれにより149百万円を調達しました。行使されなかった7,513個は行使期間の満了により消滅しました。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 資金調達の目的及び理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(a) 本株式

本株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日(2026年 9 月 14 日)の当社普通株式の終値である 343 円を基準として、9.91%のディスカウントを付した 309 円といたしました。

基準とする価格を取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的な株式価値を反映していると判断したためです。その上で、9.91%というディスカウント率については、本株式の割当予定先から、合理的な株価を基準として、いわゆる有利発行に該当しない範囲内で一定のディスカウントを付してほしい旨の要望を受けていた中で、本株式の割当予定先はいずれも中長期的な保有を志向しており長期間の株価変動リスクに晒されること、当社の財務諸表に継続企業の前提に関する事項の注記が付される状況においてリスクを取って投資してもらうこと、一方で、本第三者割当による資金調達は当社の中長期的な成長、財務の安定化にとって必要不可欠な施策であることなどを踏まえ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において認められている最大のディスカウント率に近い9.91%に決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、上記取締役会決議日の直前取引日(2026年 9 月 14 日)までの直前 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値(円未満を四捨五入。以下、同じです。)である 358 円に対して 13.69%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率又はディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。)、上記取

締役会決議日の直前取引日（2026年9月14日）までの直前3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である413円に対して25.18%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前取引日（2026年9月14日）までの直前6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である361円に対して14.40%のディスカウントとなる金額です。

本株式の払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(b) 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年9月15日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年9月14日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（57.9%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（2.3%）等について一定の前提を置き、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、309円と決定いたしました。これは、本株式の払込金額と同様、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の当社普通株式の終値を基準として、9.91%のディスカウントを付した金額です。当該金額を行使価額とした理由は、上記「(a) 本株式」に記載するところと同様です。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（134円）を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

また、本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手手続として、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見を得る必要があるため、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定の独立性を有する者として、当社と利害関係のない社外有識者である牛島総合法律事務所の山内大将氏（弁護士）、高野総合コンサルティング株式会社の鏡高志氏（公認会計士）、2024年9月から2026年6月まで当社社外取締役を務めた江頭敬太氏、2026年6月に当社社外監査役に就任した渡邊五朗氏を選定し、当該4名を構成員とする第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第三者割当の必要性及び相当性について意見を諮問しました。山内大将氏及び鏡高志氏については、当社が本第三者割当に関し起用している法律事務所の弁護士から、第三者割当に関する実務経験が豊富な専門家として紹介を受けました。江頭敬太氏は、2年弱、当社の取締役を務めたことで当社の事業、財務に対する理解が深いこと、任期满了により取締役を退任した後も当社と江頭敬太氏の間に取引関

係等はなく独立性が認められることなどを踏まえ、選定しました。また、渡邊五朗氏は、2026年6月に当社社外監査役に就任し、取締役会での議論を中心に直近の当社の財政状態等を把握していることに加え、株式会社日本取引所グループでの勤務経験も有することから、選定しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本株式の数 1,359,300 株に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 (1,715,400 株) を合算した総株式数は 3,074,700 株 (議決権数 30,747 個) であり、これは、2026 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 5,433,066 株 (議決権総数 54,244 個) に対して、56.59% (議決権総数に対し 56.68%) の希薄化 (小数点第三位を四捨五入) に相当します。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、本株式及び本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a) ASK space design

①	名	称	株式会社 ASK space design																																						
②	所	在	地	東京都千代田区三番町 2 番地 4																																					
③	代	表	者	の	役	職 ・ 氏 名	代表取締役 齋藤 理																																		
④	事	業	内	容	投資事業、不動産企画、設計、コンサルティング事業、不動産管理運営事業 他																																				
⑤	資	本	金	50,000,000 円																																					
⑥	設	立	年	月	日	2019 年 11 月 7 日																																			
⑦	発	行	済	株	式	総	数	1,000 株																																	
⑧	決	算	期	3 月																																					
⑨	従	業	員	数	4 名																																				
⑩	主	要	取	引	先	イオンリテール株式会社、株式会社ビックカメラ、株式会社ユニクロ、株式会社ドン・キホーテ																																			
⑪	主	要	取	引	銀	行	株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行																																		
⑫	大	株	主	及	び	持	株	比	率	ASK PLANNING 株式会社 100%																															
⑬	当	社	と	の	関	係	資		本		関		係		該		当		事		項		は		あ		り		ま		せ		ん。								
							人		的		関		係		該		当		事		項		は		あ		り		ま		せ		ん。								
							取		引		関		係		該		当		事		項		は		あ		り		ま		せ		ん。								
							関		連		当		事		者		へ		の		該		当		状		況		該		当		事		項		は		あ		り
⑭	当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態																																								
決			算			期			2024 年 3 月期						2025 年 3 月期						2026 年 3 月期																				

純 資 産	191,497 千円	207,056 千円	212,461 千円
総 資 産	343,619 千円	551,200 千円	563,182 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	191,497 円	207,056 円	212,461 円
売 上 高	382,997 千円	449,815 千円	183,705 千円
営 業 利 益 又 は 損 失	45,205 千円	26,361 千円	7,594 千円
経 常 利 益 又 は 損 失	46,538 千円	26,931 千円	8,814 千円
当 期 純 利 益 又 は 損 失	27,702 千円	15,558 千円	5,405 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 損 失	27,702 円	15,558 円	5,405 円
1 株 当 た り 配 当 金	0 円	0 円	0 円

(b) ADON

① 名 称	株式会社 ADON	
② 所 在 地	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目 27 番 7 号	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 野田 潤	
④ 事 業 内 容	有料職業紹介事業 インターネットのホームページの企画立案、制作及び保守 インターネットでのサーバの設置及びその管理 インターネットに関する総合コンサルティング 営業代行及び販売代行、営業支援及び販売支援 営業及び販売に関する総合コンサルティング 経営コンサルティング	
⑤ 資 本 金	5,000,000 円	
⑥ 設 立 年 月 日	2012 年 7 月 24 日	
⑦ 発 行 済 株 式 総 数	500 株	
⑧ 決 算 期	5 月	
⑨ 従 業 員 数	8 名	
⑩ 主 要 取 引 先	株式会社電通、株式会社博報堂、新日本プロレスリング株式会社、テクノプロ・ホールディングス株式会社	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行	
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	野田 潤 51% 上原 隼人 49%	
⑬ 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。

	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭ 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
決 算 期	2024 年 5 月期	2025 年 5 月期	2026 年 5 月期	
純 資 産	243,857 千円	264,320 千円	262,896 千円	
総 資 産	639,614 千円	629,430 千円	623,851 千円	
1 株 当 た り 純 資 産 額	487,714 円	528,640 円	525,793 円	
売 上 高	294,003 千円	293,496 千円	72,779 千円	
営 業 利 益 又 は 損 失	43,703 千円	28,904 千円	▲1,378 千円	
経 常 利 益 又 は 損 失	45,749 千円	31,317 千円	▲1,386 千円	
当 期 純 利 益 又 は 損 失	71,159 千円	20,462 千円	▲1,424 千円	
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 損 失	142,318 円	40,924 円	▲2,848 円	
1 株 当 た り 配 当 金	0 円	0 円	0 円	

(c) 富士キャピタル組合

① 名 称	富士キャピタル有限責任事業組合		
② 所 在 地	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目 7 番 7 -3511 号		
③ 設 立 根 拠 等	有限責任事業組合契約に関する法律		
④ 組 成 目 的	不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理		
⑤ 組 成 日	2021 年 2 月 1 日		
⑥ 出 資 の 総 額	2 円		
⑦ 出 資 者 の 概 要	組合員 Maximus 合同会社 50% 組合員 山下 卓宏 50%		
⑧ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	Maximus 合同会社	
	所 在 地	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目 7 番 7 -3511 号	
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表社員 山下 卓宏	
	事 業 内 容	M&A 支援、投資業務、コンサルティング等	
	資 本 金	1,000,000 円	

⑨ 当社と割当予定先との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
⑩ 当社と業務執行組合員との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(d) 舞花

①	名	称	株式会社舞花															
②	所	在	地	東京都港区赤坂五丁目 2 番 33 号														
③	代	表	者	の	役	職・氏名	代表取締役 尾池 善彦											
④	事	業	内	容	企業ガバナンスに関するコンサルティング、経営コンサルティング、投資有価証券の売買・運用・保有													
⑤	資	本	金	3,000,000 円														
⑥	設	立	年	月	日	2015 年 12 月 1 日												
⑦	発	行	済	株	式	総	数	60 株										
⑧	決	算	期	9 月														
⑨	従	業	員	数	1 名													
⑩	主	要	取	引	先	株式会社オンパジャパン、株式会社アジアネットワークス、株式会社 CTIA												
⑪	主	要	取	引	銀	行	株式会社みずほ銀行											
⑫	大	株	主	及	び	持	株	比	率	尾池 善彦 100%								
⑬	当	社	と	の	関	係	資		本		関		係		舞花は、当社普通株式 1,208,500 株を保有しています。			
							人		的		関		係		該当事項はありません。			
							取		引		関		係		当社は、舞花との間で、2024 年 7 月 26 日付で資本提携契約を締結しています。			
							関		連		当		事		者		への該当状況	
⑭	当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態																	
	決			算			期			2023 年 9 月期			2024 年 9 月期			2025 年 9 月期		

純 資 産	418,139 千円	382,525 千円	237,114 千円
総 資 産	549,367 千円	603,208 千円	793,640 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	9,156 千円	10,053 千円	3,952 千円
売 上 高	75,330 千円	25,054 千円	2,370 千円
営 業 利 益 又 は 損 失	△120,238 千円	△202,544 千円	△170,882 千円
経 常 利 益 又 は 損 失	△91,195 千円	△82,595 千円	△163,419 千円
当 期 純 利 益 又 は 損 失	△112,947 千円	△35,614 千円	△145,410 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 損 失	△1,882 千円	△593 千円	△2,423 千円
1 株 当 た り 配 当 金	0 円	0 円	0 円

(e) SEVEN STAR SYSTEM

①	名	称	SEVEN STAR SYSTEM 株式会社										
②	所	在	地	東京都中央区新富 1－9－9									
③	代	表	者	の	役	職・氏名	代表取締役 葛月 君						
④	事	業	内	容	ブロックチェーン技術に関連するセキュリティサービス、コンサルティング事業								
⑤	資	本	金	20,000,000 円									
⑥	設	立	年	月	日	2016 年 6 月 29 日							
⑦	発	行	済	株	式	総	数	2,000 株					
⑧	決	算	期	5 月									
⑨	従	業	員	数	20 名								
⑩	主	要	取	引	先	SlowMist、Cloudflare、Akamai Technologies							
⑪	主	要	取	引	銀	行	株式会社みずほ銀行						
⑫	大	株	主	及	び	持	株	比	率	坂本 麻美 51%			
⑬	当	社	と	の	関	係	資 本 関 係		該当事項はありません。				
							人 的 関 係		該当事項はありません。				
							取 引 関 係		該当事項はありません。				
							関連当事者への該当状況		該当事項はありません。				
⑭	当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態												
	決	算	期	2024 年 5 月期			2025 年 5 月期			2026 年 5 月期			

純 資 産	▲22,036 千円	▲33,914 千円	25,482 千円
総 資 産	21,413 千円	21,413 千円	50,827 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	▲11,018 円	▲16,957 円	12,741 円
売 上 高	0	0	38,380 千円
営 業 利 益 又 は 損 失	▲43,918 千円	▲11,878 千円	29,397 千円
経 常 利 益 又 は 損 失	▲43,918 千円	▲11,878 千円	29,397 千円
当 期 純 利 益 又 は 損 失	▲43,918 千円	▲11,878 千円	29,397 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 損 失	▲21,959 円	▲5,939 円	14,699 円
1 株 当 た り 配 当 金	0 円	0 円	0 円

(注) 当社は、割当予定先、その役員及び主要な株主、並びに ADON に対して本株式の払込金額に充当するための資金の貸付けを行うユニバーサルソリューション株式会社(以下「割当予定先関係者」と総称します。))について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である日本信用情報サービス株式会社(住所：神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センター9階、代表者：小塚 直志)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる情報をインターネット上及び新聞記事で詳細に調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書(ASK space designについては2026年4月15日付、同年6月24日付、同年9月4日付及び同月8日付、ADONについては2026年8月28日付及び同年9月8日付(借入先であるユニバーサルソリューション株式会社については2026年9月2日付)、富士キャピタル組合については2026年6月24日付及び同年7月1日付、舞花については2026年4月22日付、SEVEN STAR SYSTEMについては2026年4月21日付)を受領しております。また、当社においても、インターネット検索による調査及びそれぞれの代表者に対するヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。また、当社と割当予定先それぞれとの間で締結予定の引受契約書において、割当予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

(a) ASK space design

ASK space design は、投資事業、不動産金融事業及び不動産管理運営事業等を営む会社ですが、当社と同社は、2025年12月頃、SEVEN STAR SYSTEMの大株主である坂本麻美氏からの紹介によって接点を持つに至りました。その後、2026年2月頃から、ASK space designを中心とするグループにおけるDX戦略、事業連携先及び投資先との連携可能性等をテーマとして協議を開始し、複数回にわたり協議を重ねてまいりました。

足元では、両社の協業領域として、①AI コンタクトセンター、②AI データセンター、③社会課題解決の3軸を中心に、具体的な協業可能性を検討しております。具体的には、AI コンタクトセンター領域では、当社の顧客対応・コンタクトセンター領域の知見及びAI活用方針と、ASK space design が属するグループが有する案件ネットワーク・投資判断機能を組み合わせ、AIによる顧客対応の自動化、BPO・コンタクトセンター会社へのAI導入及びロールアップ等を検討しております。AI データセンター領域では、当該グループの不動産・信用・ネットワークと、当社が推進するGPU、サーバー、水冷設備、コンテナ型データセンター等の事業機会を組み合わせ

せ、AI 需要に対応するデータセンター関連事業の構築を検討しております。また、社会課題解決領域では、人手不足、介護、地域課題、防災・インフラ等の課題に対して、AI・DX 及び両社の事業基盤を活用した事業創出を検討しております。

最終的に当社が ASK space design を本株式及び本新株予約権の割当予定先に選定した主たる理由は、第一に、上記の 3 軸における事業親和性及び当社事業に対する理解が見込まれること、第二に、同社及びその関係者が有する資金力、経営経験及び対外的信用力が、当社の財務基盤強化並びに今後の成長戦略遂行に資すると判断したことによります。さらに、同社は、本株式を中長期的に保有する方針を有しており、当社の企業価値向上に中長期的に関与する意思を有する先であると認識しております。当社は、同社に対して本株式を割り当てることにより、即時の資本増強を図ると共に、資本業務提携を含む事業シナジーの早期創出を実現することができると判断し、同社を本株式の割当予定先として選定いたしました。また、同社には本株式に加えて本新株予約権の割当でも行いますが、段階的な資金供給と協業進捗に連動した関係構築の観点から合理性があると考えております。

(b) ADON

ADON は、有料職業紹介事業、インターネット関連事業、営業支援・販売支援及び経営コンサルティング等を目的とする会社であり、当社とは、AI 開発・GPU 関連領域を中心とした協業可能性について継続的に協議を行っております。具体的には、当社における Discoveriez の改修計画について、同社より考察・助言を受けた実績があるほか、AI 関連ソリューションに係る企画、開発、導入又は販売面での連携、AI 駆動開発、GPU 関連案件の引き合い等を通じ、当社の事業領域との親和性及び案件ベースでの事業シナジーが見込まれることを確認しております。

最終的に当社が ADON を本株式の割当予定先に選定した主たる理由は、第一に、同社との間で AI 駆動開発・GPU 関連分野における具体的な協議が進んでおり、当社の AI 関連ソリューション展開において協業余地があると判断したこと、第二に、Discoveriez の改修計画に関して考察・助言を行うなど、当社の課題及び事業方針に対する理解と協力姿勢が認められること、第三に、同社が本株式を中長期的に保有する方針を示しており、当社の中長期的な企業価値向上に向けた協業関係の構築が期待できることによります。当社は、同社に本株式を割り当てることにより、資本面の強化に加え、AI 関連ソリューション及び GPU 関連案件を含む事業シナジーの創出を図ることができると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(c) 富士キャピタル組合

富士キャピタル組合は不動産の売買、賃貸借仲介及び管理等を行う組合であります。同組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏とは、2026 年 2 月に当社代表取締役の村田実の知人の紹介により接点を持ち、資金支援を含めた相談を開始しておりました。当社の事業内容へのご評価、並びに今回の当社の資金調達計画及び意義にご賛同いただいたことにより、本株式の引受けに応じていただきました。

(d) 舞花

当社は、舞花との間で、2024 年 6 月に資本提携に関する基本合意書を締結し、同年 7 月には資本提携契約の締結及び第三者割当による株式及び第 7 回新株予約権の発行を行い、資本提携関係を構築しました。同社は、2026 年 3 月 31 日時点において当社の筆頭株主であり、当社の経営体制、事業内容及び成長戦略に対して既に一定の理解を有していると考えております。

当社は、祖業であるソフトウェア事業の収益力改善に加え、ソフトウェア・ハードウェア・ソリューションを横断する新たな事業ポートフォリオの構築を進めているところ、そのためには、既存株主であり当社の事業方針及び経営再建の方向性に理解を有する同社から、中長期的な視点で追加的な資金供給余力を確保することが重要であると判断しました。そこで、当社から同社に対して、当社による資金調達への参画を打診したところ、同社から、第 7 回新株予約権が一部未行使に終わったことも踏まえ、一定量の新株予約権を引き受けることが可能である旨の回答を得ました。

舞花に対して本新株予約権を割り当てることにより、当社は既存の資本関係を基礎としつつ、今後の事業進捗及び株価動向を踏まえた段階的な資金供給を受け得る体制を構築できるものと考えております。また、同社は既存株主として中長期的な企業価値向上を志向しているものと認識しており、当社の成長と企業価値向上に一定の継続関与が期待できる点も、同社を割当予定先として選定する理由であります。

(e) SEVEN STAR SYSTEM

SEVEN STAR SYSTEMは、Xiamen SlowMist Technology Co., Ltd. (通称SlowMist)を資本提携先とする日本本社企業です。同社は、ブロックチェーンのセキュリティに特化したサービスを提供するほか、システムプロダクトのセキュリティに関するコンサルティング会社です。

当社と同社は、2025年10月、当社の業務提携先であるONFET PTE. LTD.の共同創業者である手塚満氏からの紹介により、接点を持つに至りました。その後、2025年12月頃から、当社サービスであるDiscoveriez関連プロダクトやAIデータセンター関連のセキュリティ分野での連携やweb3.0における協業可能性等をテーマとして協議を開始し、複数回にわたり協議を重ねてまいりました。その協議の過程において、当社は、今後、AI関連事業、AIデータセンター関連分野、事業連携先との共同展開等を推進する方針であり、その中で、事業連携の起点となり得る先又は当社の成長戦略に理解を示す先との関係を中長期的に強化することが重要であると考えておりますが、SEVEN STAR SYSTEMはかかる関係先に該当すると考えています。さらに、当社は、同社との間で、将来的なAI関連事業、事業開発又は提携先開拓に関する協力可能性も視野に入れており、ASK space designとも連携をすることで、相乗効果を図る予定です。このように同社と当社は、今後、両社の協業の内容をより具体化していく必要があることから、同社に対しては、直ちに議決権を伴う普通株式ではなく、当社の事業進展及び株価動向に応じた段階的な資本関係の構築を図ることが可能になる新株予約権を割り当てることにいたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

(a) ASK space design

ASK space designからは、本株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有しており、AIコンタクトセンター、AIデータセンター及び社会課題解決の3軸における協業推進を通じた、当社の中長期的な企業価値向上を見据えた投資であるとの説明を受けております。また、本新株予約権については、短期的な売買益の獲得を目的とするものではなく、当社の資金需要及び協業進捗に応じた段階的な行使を想定している旨の説明を受けております。

なお、当社は、ASK space designから、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(b) ADON

ADONからは、本株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有している旨の説明を受けております。また、同社は、AI関連ソリューション及びGPU関連案件等について、案件ベースで当社との事業シナジーを検討していく意向を有しており、当社としても、同社による中長期的な保有及び協業の継続が当社の企業価値向上に資するものと認識しております。

なお、当社は、ADONから、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(c) 富士キャピタル組合

富士キャピタル組合の保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回引き受ける本株式について、短期から中期の保有を基本的な方針とし、当社の株価や出来高次第では本株式を売却することもあるとの意向を当社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて確認しております。なお、本株式を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら売却する旨、当社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて表明いただいております。

(d) 舞花

舞花については、既存株主として当社の企業価値向上を志向し、中長期的な観点から本新株

予約権を取得するものであり、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない旨の説明を受けております。但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのこと。

(e) SEVEN STAR SYSTEM

SEVEN STAR SYSTEM からは、本新株予約権について、当社との事業上の接点及び今後の協力可能性を踏まえ、中長期的な関係維持を前提とした保有を想定している旨の説明がありました。但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのこと。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(a) ASK space design

ASK space design については、その保有する取引銀行に係る口座残高の写し（2026 年 9 月 2 日付）の提供を受け確認したところ、その残高は ASK space design が引き受ける本株式及び本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。

本新株予約権の行使に係る払込金額については、上記の預金により一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けております。

(b) ADON

ADON については、同社の代表取締役である野田潤氏の知人である方が代表を務めるユニバーサルソリューション株式会社から借り入れた 1 億 2,000 万円で、本株式に係る払込金額を支払うとのこと。かかる借入れに係るユニバーサルソリューション株式会社及び ADON の間の 2026 年 8 月 28 日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は 1 億 2,000 万円、利息は年率 3 %、返済期日は 2031 年 8 月 17 日（期日一括返済）でした。

(c) 富士キャピタル組合

富士キャピタル組合については、その組合員である山下卓宏氏から借り入れた 1 億円で、本株式に係る払込金額の全額を支払うとのこと。かかる借入れに係る山下卓宏氏及び富士キャピタル組合の間の 2026 年 9 月 1 日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は 1 億円、利息は年率 2 %、返済期日は 2029 年 8 月 31 日（期日一括返済）でした。

(d) 舞花

舞花については、その保有する取引銀行に係る口座残高の写し（2026 年 9 月 3 日付）の提供を受け確認したところ、同日時点の残高は 1,500 万円程度でした。舞花からは、かかる預金により本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けております。

(e) SEVEN STAR SYSTEM

SEVEN STAR SYSTEM に関しては、その大株主である坂本麻美氏から借り入れた 5,000 万円で、本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を支払うとのこと。かかる借入れに係る坂本麻美氏及び SEVEN STAR SYSTEM の間の 2026 年 6 月 15 日付金銭消費貸借契約書（その変更に関する覚書を含む。）の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は 5,000 万円、利息は年率 3 %、返済期日は 2029 年 8 月 31 日（期日一括返済）でした。また、本新株予約権の行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年3月31日現在）		募集後	
株式会社舞花	22.28%	株式会社舞花	26.79%
横治祐介	12.21%	株式会社 ASK space design	11.42%
高桑弘道	4.52%	横治祐介	7.79%
三田和弘	3.02%	株式会社 ADON	4.57%
株式会社 SBI 証券	2.68%	SEVEN STAR SYSTEM 株式会社	3.81%
PHILLIP SECURITIES CLIENTS	2.37%	富士キャピタル有限責任事業組合	3.81%
楽天証券株式会社	2.21%	高桑弘道	2.89%
阪野正	1.61%	三田和弘	1.93%
田畑昇人	1.50%	株式会社 SBI 証券	1.71%
岡部茂信	1.47%	PHILLIP SECURITIES CLIENT	1.51%

- (注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2026年3月31日現在の所有株式数に係る議決権数を、同日の総議決権数で除して算出しております。
- 2 募集後の大株主及び持株比率は、2026年3月31日現在の総議決権数に、本株式及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数を加味した数字であります。
- 3 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当が当社の今期の業績に与える影響は軽微であります。当社は、本第三者割当により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、厳しい経済環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当に係る議決権ベースでの希薄化率は25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②第三者割当に係る株主総会決議などによる株主意思確認のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当は、当社の事業戦略の実現、それに向けた資金確保の必要性に鑑みると、そのための資金調達を速やかに実施する必要性が高いところ、株主総会決議による株主の意思確認の手続を経ることとする場合には、臨時株主総会を開催するまでに2か月程度の期間を要してしまうこと、加えて、臨時株主総会の開催には相応のコストが発生することなどを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した本第三者委員会に対し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を求めることにいたしました。当社が本第三者委員会から2026年9月14日付で入手した本第三者割当に関する意見の概要は以下のとおりであります。

(意見)

当委員会は、本第三者割当について必要性及び相当性が認められるとする貴社の判断について、

合理性があるものと思料する。

(理由)

1. 本第三者割当の必要性

本第三者割当は、以下の①ないし④からすれば、本第三者割当の必要性があるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

- ① 貴社によれば、貴社グループは、ステークホルダーDX プラットフォーム「Discoveriez」を中核とするソフトウェア事業、顧客課題解決プログラム「SRM Design Lab」、国内外の外国人モニタリングを通じた調査・情報発信サービス「Japan Spark」及びライブコマース支援サービス等から構成されるソリューション事業並びに子会社である株式会社 VoX テクノロジーが中心となって運営するハードウェア事業の3事業を展開している。また、顧客対応窓口向けシステムの開発・販売を祖業として発展し、近時は「Discoveriez AI」の提供開始、「Japan Spark」事業の譲受、株式会社 VoX テクノロジーの設立及びライブコマース支援サービスの提供開始等を通じ、事業領域の拡張を進めているが、貴社の祖業であるソフトウェア事業においては、黒字化に向け着実に改善が進んでいるものの、収益化の遅れが継続しているほか、生成 AI の急速な進展により、従来型の CRM データベース単体の競争優位性が相対的に低下する可能性が高まっているとのことである。また、貴社は、単なる情報保管機能、入力負荷の高い業務システム、単体プロダクト及び機能競争に依拠した差別化は、AI 時代において代替圧力を受けやすいと考えており、今後は「VoX を経営成果へ変換する OS (Operating System)」として、AI 前提の運用設計、業界特化型のサービス展開及びパートナーとの共同事業化が必要であると認識しているとのことである（本届出書第一部第1・4(2)注1(1)）。
- ② 貴社は、2025 年 12 月末時点で5年連続の四半期営業赤字という極めて深刻な経営状況にあり、前期第4 四半期において5年ぶりの四半期黒字を達成し、今期第1 四半期は営業赤字であったものの6月単月で営業黒字化するなど、今期は黒字達成見込みとのことではあるが、貴社の財務諸表には継続企業の前提に関する注記（以下「GC 注記」という。）がなされており、財務基盤はいまだ脆弱といえ、GC 注記解消に向けた持続的かつ安定のある収益構造の構築、財務基盤の強化の必要性があると認められる。
- ③ これらの状況を踏まえ、貴社は、貴社の喫緊の経営課題として、祖業であるソフトウェア事業「Discoveriez」の収益化の遅れ、生成 AI の台頭による既存事業への競争圧力、AI データセンターをはじめとする周辺事業の成長加速の必要性、成長途上にあるハードウェア事業への人的投資の必要性、アルメニアに所在する AI データセンターと提携した GPU (Graphics Processing Unit) クラウドのレンタルサービスの日本向けローカライズ展開や AI データセンター関連市場への本格参入、及び資本業務提携先を含めた事業再生の必要性などを認識しているとのことである（本届出書第一部第1・4(2)注1(1)、第3・6(1)）。
- ④ 貴社によれば、貴社は、さらに、取引先、金融機関及び監査法人等からは、業績回復及び祖業の収益化、すなわち GC 注記の解消可能性に対する懸念が示されている状況であり、短期的には、祖業であるソフトウェア事業の収益化、運転資金及び投資資金の確保、生成 AI 分野への投資継続並びに資本業務提携候補先との事業構築を進める必要があると考えている一方、中長期的には、ソフトウェア事業、ハードウェア事業及びソリューション事業を

三位一体で展開し、AI コンタクトセンター、AI データセンター、AI ソリューション、Physical AI 等の新たな事業ポートフォリオを構築し、ボラティリティの低い収益基盤へ転換する方針であるとのことである。この点、貴社の既存プロダクトである「Discoveriez」は、顧客対応履歴、問い合わせ内容、対応ステータス、対応結果等を一元的に蓄積・管理する顧客管理システムであり、顧客接点から発生するデータを業務改善に活用するための基盤であるところ、今後、貴社が事業の核として展開を予定している AI コンタクトセンター、AI データセンター、AI ソリューションは、いずれも顧客対応、稼働状況、インシデント、データ解析等を通じて継続的にデータが発生する領域であり、「Discoveriez」との親和性が高く、ソフトウェア事業の拡大にも資する取組みであると考えているとのことである（本届出書第一部第1・4（2）注1（1）、第3・6（1））。

- ⑤ 貴社は、これらの経営課題を克服するための打ち手として、本第三者割当により調達する資金を(i)新規事業・サービス開発資金、(ii)運転資金、(iii)M&A・資本業務提携先開拓資金に充当していくことが、本第三者割当による希薄化をも吸収し得る利益成長に繋がる可能性があると考えており、中長期的には既存株主の皆様の利益に資すると考えているとのことである（本届出書第一部第3・6（1））。かかる判断は、貴社が従前公表している2026年6月付け中期経営計画FY2026-2028事業計画及び成長可能性に関する事項（以下「2026年6月付け中期計画」という。）において掲げる、ソフトウェア、ソリューション及びハードウェアの3区分の連携・シナジーにより売上の拡大と収益化を図るというビジネスモデルと整合する。また、ソリューション事業を成長事業・新規事業と位置付け、AI データセンター、業務提携・M&A を成長ドライバーとする施策とも整合しているほか、当委員会からの質問への回答について特段不合理な回答も認められない。さらに、貴社のようなソフトウェア企業においては近時の生成 AI の台頭による競争圧力は著しいものと考えられ、また、上記②記載の財務状況からも、上記③及び④記載の経営課題を掲げ、かかる経営課題克服のためには、AI 前提の運用設計、業界特化型のサービス展開及びパートナーとの共同事業化による事業拡大の必要性があると認識し、かつ、後記⑥の事情から、上記(i)ないし(iii)のために資金調達を行う必要があるとした判断には合理性があると思料する。
- ⑥ 貴社によれば、今期は通期を通じての黒字化がやつのことであり、上記⑤の(i)ないし(iii)を将来キャッシュ・フローで賄うことは困難であり、資金調達を行う必要があるとのことである。
- ⑦ 貴社によれば、本第三者割当により調達した手取金の使途のうち、(i)新規事業・サービス開発資金については、450 百万円を充当する予定であり、具体的には、音声 AI エージェントを活用した AI コンタクトセンタープロダクトをはじめとする AI サービス開発に関連するソフトウェア・AI/IoT 基盤の開発投資や、AI データセンター、Physical AI 等の新たな事業ポートフォリオの構築のための費用に充当する予定であるとのことであるところ、上記のような新規事業・サービス開発に資金を振り向ける理由は、貴社の祖業である「Discoveriez」が、AI の進展により、単なる記録・保管機能又は単体業務システムとしての価値のみでは中長期的な差別化が困難となりつつあるためとのことである（本届出書第一部第1・5（2））。

かかる判断は、貴社が従前公表している2026年6月付け中期計画とも整合しているほか、

当委員会からの質問への回答について特段不合理な回答も認められず、受領した資料の記載に照らして不合理な点も認められない。また、上記の貴社の施策はいずれも過去に受注した類似のスポット案件を踏まえた具体的な計画があり、必要コストについても資金使途詳細に関する資料と整合するものである。既に複数のクライアントと具体的な協議が開始されていることに加え、貴社の上記②記載の財務状況及び上記③及び④記載の経営課題を踏まえれば、当該領域への投資及び事業展開を経営上の選択肢として採用することには合理性が認められるものと考えられる。

- ⑧ 貴社によれば、本第三者割当により調達した手取金の使途のうち、(ii)運転資金については、97 百万円を充当する予定であり、具体的には、貴社が今後の成長領域として取り組む AI データセンター関連事業及び音声 AI コンタクトセンタープロダクトの立ち上げに必要な社内体制整備費用として、2026 年 10 月から 2027 年 9 月までの期間における人件費、法定福利費、採用費及び事業立ち上げに伴う諸経費に充当する予定とのことである。AI データセンター関連事業については、コンテナデータセンター関連商品の仕入・販売、設置・接続標準化、PoC 検証、保守・サポートメニューの整備等を推進するため、事業開発、インフラ・ネットワーク、導入・運用支援等を担う人員の採用を予定しており、また、音声 AI コンタクトセンタープロダクトについては、インバウンド及びアウトバウンド双方に対応する AI エージェント、チューニング基盤及び分析基盤の開発・導入を推進するため、プロダクト開発、AI・音声連携、導入支援等を担う人員の採用を予定しているとのことである。また、当該運転資金の内訳としては、AI データセンター関連事業に約 46 百万円、音声 AI 開発事業に約 51 百万円を充当する予定であるとのことである。(本届出書第一部第 1・5 (2))。

この点、上記の運転資金の必要性に関する説明については当委員会からの質問への回答について特段不合理な回答も認められず、受領した資料の記載に照らして不合理な点は認められない。

- ⑨ 貴社によれば、本第三者割当により調達した手取金の使途のうち、(iii)M&A・資本業務提携先開拓資金については、395 百万円を充当する予定であり、具体的には、日本国内を中心として、貴社のソフトウェア事業、ソリューション事業及びハードウェア事業との親和性が高い会社の買収資金並びにそれらに伴う M&A 仲介会社への手数料等の費用に充当する予定であり、1 社当たり数千万円から 5 億円程度を想定し、今後、3 社程度の M&A 及び資本業務提携を推進する方針であり、特に、今後、中核的な事業として展開する予定である AI コンタクトセンター、AI データセンター、AI ソリューションのサービス基盤の確立、拡大に資する M&A、資本業務提携に注力していくとのことである。また、投資機会に迅速に対応し、売主に対する交渉力及び他の買主候補に対する競争力を確保するためには、十分な投資余力を保持しておくことが必要不可欠であると判断しているとのことである(本届出書第一部第 1・5 (2))。

この点、M&A、資本業務提携は、相手のある話ではあるものの、現時点で複数の M&A、資本業務提携案件の検討を進めている。これらはいずれも、事業親和性や相応なシナジーが生み出せる事業領域を対象としており、貴社の事業上の課題解決と非連続な成長が期待できることから、貴社の中長期的な企業価値の向上に資する可能性がある施策として評価でき

る。

- ⑩ 貴社によれば、調達した資金は、本新株式及び本新株予約権の発行に係る手取金の使途は上記⑤の(i)及び(ii)に、本新株予約権の行使に係る手取金の使途は同(i)及び(iii)に充当するとのことである（本届出書第一部第1・5(2)）。

この点、貴社の中長期的な企業価値の向上に資する施策として緊急性の高い(i)から順番に資金が必要となると考えられるところ、(i)の大部分及び(ii)の全部を調達の確実性の高い本新株式及び本新株予約権の発行に係る手取金から充当し、本新株予約権の行使にかかる手取金から(i)の残部及び(iii)の全部に充当することには合理性が認められるものと考えられる。

2. 本第三者割当の相当性

本第三者割当は、以下のスキーム選択の相当性、発行条件の相当性、割当予定先の相当性に照らして、相当性が認められる。

(1) スキーム選択の相当性

ア. 本第三者割当のスキームの特徴

(ア) 本第三者割当のスキームのメリット

貴社は、本第三者割当のメリットについて、以下のとおり分析している（本届出書第一部第1・4(2)(注)1(2)②）。

- ① 本新株式の発行により、発行時に一定の資金の調達をすることが可能となること。
- ② 新株予約権は割当を受けた者の行使に基づき株式が交付されるものであり、株式の発行と異なり即座に希薄化が生じる訳ではないため、全額を株式の発行で賄う場合に比して、既存株主に対する希薄化のインパクトが抑えられること。
- ③ 本新株予約権の目的である貴社普通株式数は1,715,400株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されていること。
- ④ 本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の貴社普通株式の終値に9.91%のディスカウントを付した金額に固定されており、修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなるものの、行使が進んだ場合には、当初想定したどおりの金額の資金を調達することが可能となること。
- ⑤ 本新株予約権が行使された場合、行使価額に相当する金額の分だけ資本金及び資本準備金が増加するため、財務健全性指標が上昇すること。

(イ) 本第三者割当のスキームのデメリット

貴社は、本第三者割当のデメリットについて、以下のとおり分析している（本届出書第一部第1・4(2)(注)1(2)②）。

- ① 本新株式の発行により、25.06%（本新株式に係る議決権数を2026年3月31日現在の総議決権数で除して算出）という比較的大規模な希薄化が即時に生じること。
- ② 本新株式については即座の資金調達が可能だが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる

株式数を乗じた金額の資金調達が行なわれるため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではないこと。

- ③ 貴社の株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使が進まず、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ④ 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があること。
- ⑤ 第三者割当方式という貴社と特定の割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できないこと。

(ウ) 他の資金調達方法との比較

貴社は、本第三者割当のスキームと他の資金調達方法との比較について、以下のとおり分析している（本届出書第一部第1・4（2）（注）1（2）②）。

① 公募増資等

今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられる。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

② 普通社債又は借入れによる資金調達

調達金額が全額負債として計上され、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性及びそれに対する外部からの評価が低下する可能性がある。

③ 株主割当増資

出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されるが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

④ ライツ・イシュー

発行会社が金融商品取扱業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断した。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

⑤ 行使価額修正条項付の新株予約権

様々な設計があるが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的である。行使価額修

正条項付の新株予約権は、行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくない。今般の資金調達に際しては、本新株式の発行により当面必要な資金を確保しつつ、本新株予約権については、行使価額を固定し、株価が堅調に推移した場合に行使が行われることにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は貴社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えている。

⑥ 転換社債型新株予約権付社債

発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがあるが、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり貴社の借入余力に影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが定かではない。また、転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債の場合、株価が当初の転換価額より低い水準で推移したとしても転換される可能性があるが、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しない。そして、転換価額が下方修正された場合には、潜在株式数が増加し希薄化の規模も大きくなる。今般、貴社が既存株主に財務健全化、事業戦略の推進による成長の道筋を示すに当たっては、できる限り予測可能性を持ちやすい形で行うことが適切であると考えており、希薄化の規模を貴社がコントロールすることができない転換価額修正条項付の転換社債型新株予約権付社債は適切ではないと判断した。

イ. 本第三者割当のスキームの検討

本届出書によれば、貴社は、上記ア（ア）記載の本第三者割当のメリット、上記ア（イ）記載の本第三者割当のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら貴社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定したとのことである。

この点、上記ア（ア）記載の本第三者割当のメリット、上記ア（イ）記載の本第三者割当のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法の比較は、いずれも合理的な検討であり、本第三者割当が最適なスキームであるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

（２）発行条件の相当性

発行条件については、以下のとおり、発行条件が相当であるとの貴社の判断について合理性があるものと思料する。

ア. 発行価額・発行条件の相当性

（ア）本新株式の発行価額

本新株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の貴社普通株式の終値である343円を基準として、9.91%のディスカウントを付した309円としたとのことである。基準とする価格を取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における貴社普通株式の終値としたのは、直近の株価が現時点における貴社の客観的な株式価値を反映していると判断したため、また、9.91%というディスカウント率については、本新株式の割当予定先から、合理的な株価を基準として、いわゆる有利発行に該当しない範囲内で一定のディスカウントを付してほしい旨の要望を受けていた中で、本新株式の割当予定先はいずれも中長期的な保有を志向しており長期間の株価変動リスクに晒されること、貴社の財務諸表にGC注記が付される状況においてリスクを取って投資してもらうこと、一方で、本第三者割当による資金調達は貴社の中長期的な成長、財務の安定化にとって必要不可欠な施策であることなどを踏まえ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日本証券業協会の指針」という。）において認められている最大のディスカウント率に近い9.91%に決定したとのことである。（本届出書第一部第3・3（1）（a））

この点、裁判例上、日本証券業協会の指針は、一定の合理性が認められており、本新株式の発行価額は同指針に従っていることから、一定の合理性が認められると思料する。そして、本件において、直近の株価が現時点における貴社の客観的な株式価値を反映していることを妨げる事情は見受けられないことから、本新株式の発行価額が相当であるとの貴社の判断には合理性があるものと思料する。

（イ）本新株予約権の発行条件の合理性

本新株予約権の発行価額（134円）については、赤坂国際会計による価値評定価額と同額としたとのことである。赤坂国際会計は貴社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しており、また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年9月14日）の市場環境等を考慮し、貴社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（57.9%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（2.3%）等について一定の前提を置き、本新株予約権の公正価値を算定しているとのことである。（本届出書第一部第3・3（1）（b））

赤坂国際会計の独立性を妨げる事情は見当たらず、算定手法の適切性を妨げる事情も見当たらないことから、本新株予約権の発行価額を赤坂国際会計の価値評定価額と同額とすることが相当であるとの貴社の判断には合理性が認められる。

また、本新株予約権の行使価額についても、本新株式と同様の理由から、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の貴社普通株式の終値である343円を基準として、9.91%のディスカウントを付した309円としたとのことである（本届出書第一部第3・3（1）（b））。

この点、上記（ア）と同様の理由から、本新株予約権の行使価額が相当であるとの貴社の

判断には合理性が認められる。

発行価額及び行使価額のいずれについても相当であるとの貴社の判断には合理性が認められ、本新株予約権の発行条件が相当であるとの貴社の判断には合理性が認められる。

イ. 発行数量の相当性

本第三者割当における本新株式の数 1,359,300 株に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(1,715,400 株)を合算した総株式数は 3,074,700 株(議決権数 30,747 個)であり、これは、2026 年 3 月 31 日現在の貴社発行済株式総数 5,433,066 株(議決権総数 54,244 個)に対して、56.59%(議決権総数に対し 56.68%)の希薄化(小数点第三位を四捨五入)に相当する。

上記の希薄化率について、貴社としては、本第三者割当により調達する資金を上記 1 記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断したとのことである(本届出書第一部第 3・3 (2))。

この点、本第三者割当の希薄化率は相当程度に及んでいるものの、本第三者割当に必要性があるとする貴社の判断に合理性があることは上記 1 記載のとおりであり、中長期的には既存株主の利益となることが見込まれること、また、貴社は営業損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続している状況にあるため財務諸表に GC 注記がなされており、この解消が急務であることも合わせれば、上記の数量を発行することに相当性があるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

(3) 割当予定先の相当性

ア. 株式会社 ASK space design の相当性

以下の(ア)ないし(ウ)の事情から、株式会社 ASK space design (以下「ASK space design」という。)は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

(ア) 選定理由

貴社によれば、貴社が ASK space design を割当予定先として選定した理由は、第一に、事業親和性及び貴社事業に対する理解が見込まれること、第二に、ASK space design 及びその関係者が有する資金力、経営経験及び対外的信用力が、貴社の財務基盤強化並びに今後の成長戦略遂行に資すると判断したことによるとのことである(本届出書第一部第 3・1 (3) (a))。

これらの選定理由のうち、まず、第一については、貴社と ASK space design が 2026 年 2 月頃から、ASK space design を中心とするグループにおける DX 戦略、事業連携先及び投資先との連携可能性等をテーマとして協議を開始しており、ASK space design のクライアントである不動産・小売領域への DX 提案に加え、ASK space design のインフラ知見を活かし AI データセンター事業の構築を支援してもらうパートナー候補であるとの事情を踏まえれば、合理的な理由であると認められる。

次に、選定理由のうち、第二については、ASK space design は、ASK GROUP HOLDINGS 株式

会社(かつて JASDAQ に上場しており、2009 年に MBO により非上場化した株式会社 ASK PLANNING CENTER を承継した会社)の子会社の完全子会社であることから、単なる新興・零細企業ではなく、長期間事業を継続してきた実績のある企業グループの一員であり、また、ASK GROUP HOLDINGS 株式会社は第二種金融商品取引業の登録をしていることから、一定の組織体制、コンプライアンス体制を有していることから、一定の対外的信用力があると思料する。したがって、上記の選定理由は、合理的な理由であると認められる。

(イ) 保有方針

貴社によれば、ASK space design からは、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有しており、AI コンタクトセンター、AI データセンター及び社会課題解決の 3 軸における協業推進を通じた、貴社の中長期的な企業価値向上を見据えた投資であるとの説明を受けているとのことであり、また、本新株予約権については、短期的な売買益の獲得を目的とするものではなく、貴社の資金需要及び協業進捗に応じた段階的な行使を想定している旨の説明を受けているとのことである。また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、中長期保有の方針を念頭に置きつつも、本新株予約権の行使に充てる資金を捻出するために、当該普通株式を売却することもあるとのことである(本届出書第一部第 3・1 (5) (a))。かかる記載を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

(ウ) 資金状況・反社チェック

貴社によれば、貴社は、2026 年 9 月 2 日、ASK space design の保有する取引銀行に係る口座残高の写しの提出を受け確認したところ、ASK space design の口座残高は同社が引き受ける本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていた。また、本新株予約権の行使に係る払込金額については、上記の預金により一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した貴社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けているとのことである(本届出書第一部第 3・1 (6) (a))。したがって、ASK space design は、本第三者割当が実行されるのに十分な資金状況であると認められ、また、本第三者割当に係る新株予約権全部の行使について現実的な可能性があることと認められる。

さらに、貴社は、ASK space design 及びその代表取締役が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの 2026 年 4 月 15 日付け、同年 6 月 24 日付け、同年 9 月 4 日付け及び同月 8 日付け調査により確認しているとのことである(本届出書第一部第 3・1 (7))。したがって、ASK space design は反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、ASK space design の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

イ. 株式会社 ADON の相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、株式会社 ADON（以下「ADON」という。）は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社が ADON を割当予定先として選定した理由は、第一に、同社との間で AI 駆動開発・GPU 関連分野における具体的な協議が進んでおり、貴社の AI 関連ソリューション展開において協業余地があると判断したこと、第二に、Discoveriez の改修計画に関して考察・助言を行うなど、貴社の課題及び事業方針に対する理解と協力姿勢が認められること、第三に、同社が本新株式を中長期的に保有する方針を示しており、貴社の中長期的な企業価値向上に向けた協業関係の構築が期待できることによるとのことである（本届出書第一部第 3・1（3）（b））。

上記の選定理由の前提となる事実と異なる事実関係は認められず、上記の選定理由から ADON が割当先として適切であるとの貴社の判断には合理性が認められる。

（イ）保有方針

貴社によれば、ADON からは、本新株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有している旨の説明を受けているとのことであり、同社とは AI 関連ソリューション及び GPU 関連案件等について、案件ベースで貴社との事業シナジーを検討していく意向を有しているとのことであるところ（本届出書第一部第 3・1（5）（b））、かかる記載を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

（ウ）資金状況・反社チェック

貴社によれば、ADON については、同社の代表取締役である野田潤氏の知人である方が代表を務めるユニバーサルソリューション株式会社から借り入れた 1 億 2,000 万円で、本新株式に係る払込金額を支払うとのことであり、かかる借入れに係るユニバーサルソリューション株式会社及び ADON の間の 2026 年 8 月 28 日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は 1 億 2,000 万円、利息は年率 3%、返済期日は 2031 年 8 月 17 日（期日一括返済）であったとのことである（本届出書第一部第 3・1（6）（b））。したがって、ADON は、本第三者割当に係る本新株式の払込みについて現実的な可能性がある認められる。

さらに、貴社は、ADON 及びその代表取締役並びに ADON に対して本株式の払込金額に充当するための資金の貸付けを行うユニバーサルソリューション株式会社が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの 2026 年 8 月 28 日付け及び同年 9 月 8 日付け（借入先であるユニバーサルソリューション株式会社については 2026 年 9 月 2 日付け）調査により確認しているとのことである（本届出書第一部第 3・1（7））。したがって、ADON は反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、ADON の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

ウ．富士キャピタル有限責任事業組合の相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、富士キャピタル有限責任事業組合（以下「富士キャピ

タル組合」という。)は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

(ア) 選定理由

貴社によれば、貴社が富士キャピタル組合を割当予定先として選定した理由は、富士キャピタル組合が不動産の売買、賃貸借仲介及び管理等を行う組合であるところ、同組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏と 2026 年 2 月に接点を持ち、資金支援を含めた相談を開始しており、貴社の事業内容への評価、並びに今回の貴社の資金調達の計画及び意義に賛同いただいたためとのことである（本届出書第一部第 3・1 (3) (c)）。

上記の選定理由は、合理的な理由であると認められる。

(イ) 保有方針

貴社によれば、富士キャピタル組合の保有方針に関しては、基本的には純投資とのことであり、今回引き受ける本新株式について、短期から中期の保有を基本的な方針とし、貴社の株価や出来高次第では本新株式を売却することもあるとの意向を貴社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて確認しており、本新株式を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら売却する旨、貴社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて表明されているとのことである（本届出書第一部第 3・1 (5) (c)）。かかる説明を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

(ウ) 資金状況・反社チェック

貴社によれば、富士キャピタル組合は、その組合員である山下卓宏氏から借り入れた 1 億円で、本新株式に係る払込金額の全額を支払うとのことであり、かかる借入れに係る山下卓宏氏及び富士キャピタル組合の間の 2026 年 9 月 1 日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は 1 億円、利息は年率 2%、返済期日は 2029 年 8 月 31 日（期日一括返済）である旨確認したとのことである（本届出書第一部第 3・1 (6) (c)）。したがって、富士キャピタル組合は、本第三者割当に係る本新株式の払込みについて現実的な可能性があるものと認められる。

さらに、貴社は、富士キャピタル組合及びその組合員の職務執行者が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの 2026 年 6 月 24 日付け及び同年 7 月 1 日付け調査により確認している（本届出書第一部第 3・1 (7)）。したがって、富士キャピタル組合は反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、富士キャピタル組合の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

エ. 株式会社舞花の相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、株式会社舞花（以下「舞花」という。）は割当予定先

として相当であるとする貴社の判断について、不合理とまではいえないものと思料する。

(ア) 選定理由

貴社によれば、貴社が舞花を割当予定先として選定した理由は、第一に、貴社は、祖業であるソフトウェア事業の収益力改善に加え、ソフトウェア・ハードウェア・ソリューションを横断する新たな事業ポートフォリオの構築を進めているところ、そのためには、既存株主であり貴社の事業方針及び経営再建の方向性に理解を有する舞花から、中長期的な視点で追加的な資金供給余力を確保することが重要であると判断したため、また、第二に、舞花に対して本新株予約権を割り当てることにより、貴社は既存の資本関係を基礎としつつ、今後の事業進捗及び株価動向を踏まえた段階的な資金供給を受け得る体制を構築できるものと考えており、また、舞花は既存株主として中長期的な企業価値向上を志向しているものと認識しており、貴社の成長と企業価値向上に一定の継続関与が期待できるためとのことである（本届出書第一部第3・1(3)(d)）。

上記の選定理由は、舞花が従前から貴社の22.28%の株式を有する株主であり、本第三者割当以前の貴社第7回新株予約権についても一部行使していたこと及び本第三者割当についても引受可能である旨回答していることを踏まえれば、舞花が貴社の事業方針及び経営再建の方向性に理解を有しているとの貴社の認識に不合理な点はないため、合理的な理由であると認められる。

(イ) 保有方針

貴社によれば、舞花は既存株主として中長期的な企業価値向上を志向し、中長期的な観点から本新株予約権を保有する方針であり、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない旨の説明を受けており、但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、貴社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのことであり（本届出書第一部第3・1(5)(d)）、かかる説明を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

(ウ) 資金状況・反社チェック

貴社は、2026年9月3日、舞花の保有する取引銀行に係る口座残高の写しの提出を受け確認したところ、同日時点の口座残高は1,500万円程度であり、同社からは、かかる預金により本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した貴社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けたとのことである（本届出書第一部第3・1(6)(d)）。

この点、舞花の預金残高は、発行価額の払込みには十分であるものの、舞花に割り当てられる全ての新株予約権の行使価額の払込みには不足している。もっとも、本新株予約権の一部の行使を行って取得した貴社株式の売却で得た資金を他の本新株予約権の行使に充てることを繰り返す方法によることからすれば、一時に大量の資金が必要となることはないこと、

また、各本新株予約権の行使時期は重ならない予定であることから、このような方法によって新株予約権を行使することを前提とすれば、割当先の資金状況として問題ないと評価することも不合理とまではいえないものと思料する。

また、舞花は、貴社第7回新株予約権について一部未行使となっていたところ、貴社によれば、この理由は貴社第7回新株予約権の発行価額と行使価額を合計した金額である360円を上回る水準で株価が安定して推移することを踏まえて、舞花は貴社第7回新株予約権を行使する予定であったところ、行使期間の間に終値が360円を超えた期間は2024年10月28日から同年11月14日、2025年1月24日から同年3月28日までの期間しかなく、行使の意向自体はあったものの行使には至らなかったとのことである。この理由を踏まえれば、舞花が貴社第7回新株予約権について一部未行使となったことから、舞花が本新株予約権の払込みに必要となる資金を有していないことは認められない。

以上のとおり、舞花は、本第三者割当に係る新株予約権全部の行使について現実的な可能性があると思えられる。

さらに、貴社は、舞花及びその代表取締役が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの2026年4月22日付け調査により確認している（本届出書第一部第3・1(7)）。したがって、舞花は反社会的勢力とは関係していないものと思えられる。

以上のとおり、舞花の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められるとする貴社の判断は不合理とまではいえないと思料する。

オ. SEVEN STAR SYSTEM 株式会社の相当性

以下の(ア)ないし(ウ)の事情から、SEVEN STAR SYSTEM 株式会社（以下「SEVEN STAR SYSTEM」という。）は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、不合理とまではいえないものと思料する。

(ア) 選定理由

貴社によれば、貴社がSEVEN STAR SYSTEMを割当予定先として選定した理由は、第一に、貴社が今後、AI関連事業、AIデータセンター関連分野、事業連携先との共同展開等を推進する方針であり、その中で、事業連携の起点となり得る先又は貴社の成長戦略に理解を示す先との関係を中長期的に強化することが重要であると考えているところ、SEVEN STAR SYSTEMはかかる関係先に該当すると考えているため、さらに、第二に、貴社は、SEVEN STAR SYSTEMとの間で、将来的なAI関連事業、事業開発又は提携先開拓に関する協力可能性も視野に入れ、ASK space designとも連携をすることで、相乗効果を図る予定であるところ、このように貴社とSEVEN STAR SYSTEMは、今後、両社の協業の内容をより具体化していく必要があるためとのことである（本届出書第一部第3・1(3)(e)）。

上記の選定理由は、SEVEN STAR SYSTEMがXiamen SlowMist Technology Co., Ltd.（通称SlowMist）を資本提携先とする日本本社の企業であり、ブロックチェーンのセキュリティに特化したサービスを提供するほか、システムプロダクトのセキュリティに関するコンサルティング会社であるとの記載を踏まえれば、合理的な理由であると認められる。

(イ) 保有方針

貴社によれば、SEVEN STAR SYSTEM からは、本新株予約権について、貴社との事業上の接点及び今後の協力可能性を踏まえ、中長期的な関係維持を前提とした保有を想定している旨の説明を受け、但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、貴社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのことであり、(本届出書第一部第3・1(5)(e))、かかる記載を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

(ウ) 資金状況・反社チェック

貴社によると、SEVEN STAR SYSTEM は、SEVEN STAR SYSTEM の大株主である坂本麻美氏から借り入れた 5,000 万円で、本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を支払うとのことであり、かかる借入れに係る坂本麻美氏及び SEVEN STAR SYSTEM の間の 2026 年 6 月 15 日付金銭消費貸借契約書(その変更に関する覚書を含む。)の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は 5,000 万円、利息は年率 3%、返済期日は 2029 年 8 月 31 日(期日一括返済)であり、また、本新株予約権の行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した貴社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けたとのことである(本届出書第一部第3・1(6)(e))。そのような方法によって新株予約権を行使することを前提とすれば、割当先の資金状況として問題ないと評価することも不合理とまではいえないものと思料する。

さらに、貴社は、SEVEN STAR SYSTEM 及びその代表取締役が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの 2026 年 4 月 21 日付け調査により確認している(本届出書第一部第3・1(7))。したがって、SEVEN STAR SYSTEM は反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、SEVEN STAR SYSTEM の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められるとする貴社の判断は不合理とまではいえないと思料する。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
売 上 高	610,779 千円	691,648 千円	1,015,668 千円
営 業 利 益 又 は 損 失	△148,433 千円	△174,243 千円	△70,183 千円
経 常 利 益 又 は 損 失	△150,559 千円	△189,940 千円	△71,837 千円
当 期 純 利 益 又 は 損 失	△149,863 千円	△218,573 千円	△72,252 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 損 失	△35.57 円	△45.72 円	△13.32 円
1 株 当 た り 配 当 金	—	—	—
1 株 当 た り 純 資 産 額	0.96 円	27.25 円	14.01 円

(注) 2025 年 3 月期までは単体決算の数値、2026 年 3 月期は連結決算の数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	5,433,066 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	921,950 株	16.97%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 潜在株式数は、当社のストック・オプションとして発行した新株予約権及び第三者割当により発行した第7回新株予約権に係る潜在株式数であります。なお、上記潜在株式数には、第7回新株予約権に係る潜在株式数 751,300 株が含まれていますが、第7回新株予約権は、その行使期間(2024 年 8 月 14 日から 2026 年 3 月 31 日)の満了により、消滅しました。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
始 値	359 円	324 円	331 円
高 値	409 円	520 円	435 円
安 値	289 円	221 円	206 円
終 値	330 円	330 円	263 円

② 最近6か月間の状況

	2026 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	264 円	287 円	324 円	599 円	330 円	372 円
高 値	349 円	328 円	1,050 円	612 円	391 円	380 円
安 値	263 円	282 円	308 円	303 円	315 円	337 円
終 値	294 円	313 円	600 円	330 円	375 円	343 円

(注) 2026 年 9 月の株価については、2026 年 9 月 14 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 9 月 14 日
始 値	358 円
高 値	358 円
安 値	337 円
終 値	343 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2024 年 8 月 13 日
調 達 資 金 の 額	200,004,300 円（差引手取概算額） ※同時に発行した第7回新株予約権に係る払込金額 33,396,140 円を含む。
発 行 価 額	1 株につき 261 円
割 当 先	株式会社舞花
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,214,616 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	766,300 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,980,916 株
発 行 時 に お け る 当初の資金使途及び支出予定時期	①「Discoveriez」における品質改善・AI プロダクトへの 投資 77 百万円：2024 年 10 月～2025 年 3 月 ②人材採用・組織再整備 13 百万円：2025 年 1 月～2025 年 3 月 ③運転資金 138 百万円：2024 年 9 月～2025 年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	全額充当済みであります。

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	2024 年 8 月 13 日
発 行 新 株 予 約 権 数	12,013 個
発 行 価 額	総額 33,396,140 円（差引手取概算額）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額	395,032,900 円（差引手取概算額） ※新株予約権の行使に係る手取金
割 当 先	株式会社舞花
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,214,616 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	1,201,300 株
行 使 状 況	行使株式数：450,000 株 ※残存していた 7,513 個は行使期間の満了により消滅 ※かかる行使により、149,850,000 円を調達しました。
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①「Discoveriez」における品質改善・AI プロダクトへの 投資 200 百万円：2025 年 4 月～2026 年 3 月

	②人材採用・組織再整備 100 百万円：2025 年 4 月～2026 年 3 月 ③運転資金 95 百万円：2025 年 4 月～2026 年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	①「Discoveriez」における品質改善・AI プロダクトへの投資 85 百万円：2025 年 4 月～2026 年 2 月 ②人材採用・組織再整備 43 百万円：2025 年 4 月～2026 年 2 月 ③運転資金 21 百万円：2025 年 4 月～2026 年 2 月

11. 発行要項
別紙ご参照

株式会社ジーネクスト
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 1,359,300 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 309 円

3. 払込金額の総額

420,023,700 円

4. 申込期日

2026 年 10 月 1 日

5. 払込期日

2026 年 10 月 1 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：210,011,850 円

増加する資本準備金の額：210,011,850 円

7. 募集及び割当の方法

第三者割当の方法により、新株式を以下のとおり割り当てる。

株式会社 ASK space design	647,300 株
株式会社 ADON	388,300 株
富士キャピタル有限責任事業組合	323,700 株

8. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 飯田橋支店

9. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその代理人に一任する。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

株式会社ジーネクスト
第 8 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ジーネクスト第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2026 年 10 月 1 日

3. 割当日

2026 年 10 月 1 日

4. 払込期日

2026 年 10 月 1 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権を以下のとおりに割り当てる。

株式会社舞花	10,680 個
SEVEN STAR SYSTEM 株式会社	3,237 個
株式会社 ASK space design	3,237 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,715,400 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号及び第(3)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨

及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

17,154 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 134 円（本新株予約権の払込総額金 2,298,636 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、309 円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従い調整されることがある。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \text{発行又は} \\
 \text{行使価額} & = & \text{既発行普通} + \frac{\text{処分株式数} \times \text{1株当たりの発行}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \\
 & & \text{株式数} \quad \text{時価} \\
 & & \text{調整前} \\
 & & \text{行使価額} \times
 \end{array}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本項第(3)号(ロ)に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、

無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & - & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。
- (ハ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行行使価額の調整を必要とするとき。
- (ニ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2026年10月2日から2031年10月1日（但し、第13項に従って当社が

本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (2) 当社は、当社取締役会が本新株予約権の取得が必要である旨の決議をした場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 134 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、309 円とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社ジーネクスト 管理部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 飯田橋支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその代理人に一任する。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上